

事務連絡
令和2年4月10日

職員 各位

大館市社会福祉事業団
事務局長 鎌田 俊

令和2年度の介護職員処遇改善加算
ならびに介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて（通知）

職員の皆様におかれましては、毎日の勤務お疲れ様です。
さて、令和2年度以降の介護職員処遇改善につきましては、下記のとおり、引き続き
介護職員の処遇改善に取り組むことといたしましたので、周知いたします。

記

1. 夜間勤務特別手当（一回当たり 2,000 円）継続

2. 処遇改善一時金 年額 86,000 円／人

注：準・臨時職員のうち、パート職員は対象外となります。

3. 特定処遇改善一時 ・年額 360,000 円

※経験技能のある介護職員で、主任の格付けを受け、介護
福祉士の資格を有する職員。

・年額 300,000 円

※経験技能のある介護職員で、副主任の格付けを受け、介
護福祉士の資格を有する職員。

年額 204,000 円※3

年額 168,000 円※3

年額 120,000 円※3

※1：経験技能のある介護職員で、主任の格付けを受け、介護福祉士の資格を
有する職員。

※2：経験技能のある介護職員で、副主任の格付けを受け、介護福祉士の資格
を有する職員。

※3：※1、※2以外の介護職員で、経験年数（経験 15 年以上、経験 5 年～
14 年、経験 0 年から 4 年）に応じて支給額を調整。

※4：処遇改善一時金ならびに特定処遇改善一時金の額は、介護報酬の実績に

応じて、支給額が増減する場合があります。

4. 交通費上乗せ額（H21年改定）継続
5. 定期昇給分賃金 職員給与規則(H30年4月1日一部改正)に基づき継続

事業団としましては、今後も経営の安定化と、介護職員の処遇改善に引き続き努めてまいります。介護職員諸兄のご理解をいただきたく、お願ひいたします。

なお、処遇改善加算にかかる詳細については、別紙「介護職員処遇改善計画書（令和2年度届出用）」を参照してください。

不明な点は、本部事務局までお問合せください。